

「優良工事等表彰ロゴマーク」使用についての注意事項

「優良工事等表彰ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）につきましては、下記の項目を遵守の上、ご使用いただくようお願いいたします。

記

- 1 「ロゴマーク」を使用できる者は、「徳島県優良工事表彰」、「徳島県優良下請工事表彰」、「徳島県優良業務表彰」、「i-Construction優良企業表彰」、「徳島県優良建設技術者表彰」及び「徳島県優良業務技術者表彰」（以下「優良工事等表彰」という。）の表彰を受けた企業及び技術者に限定する。
- 2 「ロゴマーク」の使用は、徳島県が行う優良工事等表彰の表彰制度の周知、推進のための広報及び優良工事等表彰の被表彰者が行う自社及び自身の広報に限定し、自社の製品や販促用の配布物等に表示することはできない。
- 3 「ロゴマーク」の使用方法について、事前にサンプル、写真等を建設管理課に提出し、確認を受けてから使用すること。

<ロゴマーク使用例>

- ・事務所、建設現場においての掲示
- ・社員用名刺への表示
- ・企業ホームページへの掲載
- ・社員募集広告への掲載等

- 4 「ロゴマーク」のデザインを、変更、改変してはならない。
- 5 「ロゴマーク」の使用が不適切であると判断され、使用を認められない場合があるが、このことにより貴社等に損害が生じても、建設管理課はその責めを負わないものとする。
- 6 「ロゴマーク」の使用期間は、i-Construction優良企業表彰の知事賞は表彰日の属する年度から起算して5会計年度、それ以外の賞は3会計年度とし、期間の満了や、表彰の取消しがなされた場合、また徳島県優良建設技術者表彰及び徳島県優良業務技術者表彰においては表彰対象技術者が当該表彰時に所属する企業等を退職等した場合は使用する事はできない。